

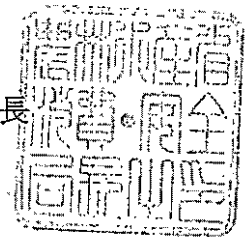
写

22消安第8709号

平成23年2月18日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



動物用生物学的製剤検定基準の一部改正について

今般、「動物用生物学的製剤検定基準」（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）の一部が別紙のとおり改正されましたので、貴庁に備え置いて縦覧願います。

(別紙)

○農林水産省告示第四百三十五号

薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準(平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年二月十八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)